



発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定…：（保健医療局健康安全全部健康安全課）…二

告示

●東京都告示第千二百二十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千八百七十二号及び令和五年東京都告示第八百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区本木二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

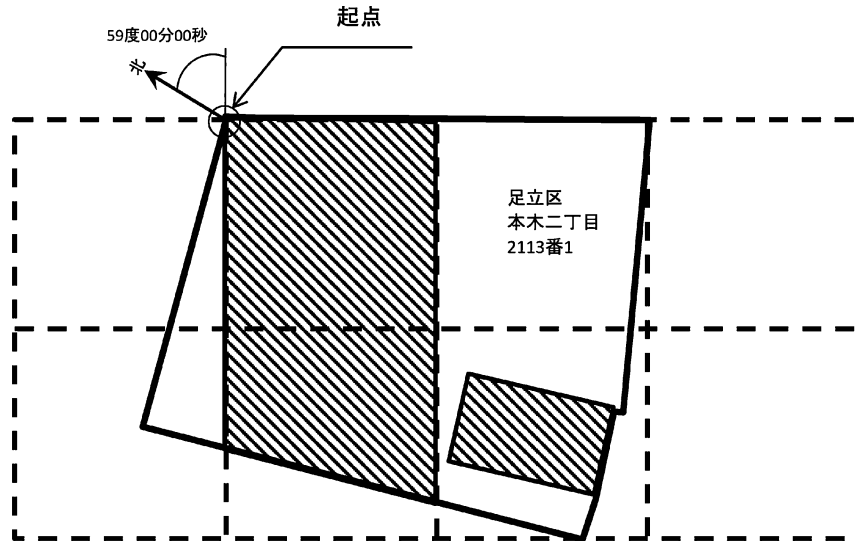
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【起点】

起点は、足立区本木二丁目2113番1の最北端とする。



【凡例】

- 敷地境界(筆境界)
- 指定を解除する区域
- 単位区画

【格子の回転角度(59度00分00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百二十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修等」という。)を次のように指定する。

令和五年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
港区新橋六丁目八番二号
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者
 - (一) へき地離島、遠隔地に居住する者
 - (二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者
- 二 受講対象者
- 三 申込受付期間
令和五年十一月十三日から同年十二月十五日まで
- 四 受講料
(一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001